

65歳以上の方が納める介護保険料が平成24年度分から変わります

65歳以上の方が納める介護保険料が平成24年度分から変わります

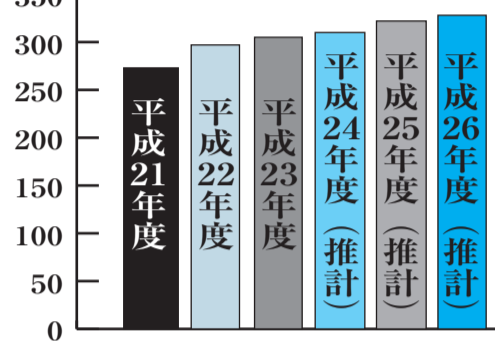
介護保険制度は、ご本人が必要な介護サービスの提供を受け、ご家族の介護負担を少しでも軽くするため、に設けられた制度で、40歳以上の方に保険料を納めていただく必要があります。40歳以上の方は、40歳以上の保険料と国や県、市が負担する公費により運営されていますが、そのうち65歳以上の方に直接お納めいただくに1度見直すことになっており、平成24年度はその見直しの時期にあたり、65歳以上の方に納めていた介護保険料を次

○介護保険料の基準月額を3894円から4400円に改定しました

本市の過去3年間（平成21年度～平成23年度）に介護保険給付などのために支払った金額（以下「介護保険支払額」）は、65歳以上人口や介護サービス利用者の増加によって年々増加しており、平成24年度から平成26年度までの3年間に本市が負担をしなければならぬ介護保険支払額（次表）は、さらに増加すると見込んでいます。

また、介護保険制度の改正によって、65歳以上の方に負担していただいている介護保険料の介護保険支払額に対する割合が20%から21%に引き上げられたこと、平成24年4月の介護報酬の引き上げなども重なったため、本市ではやむを得ず65歳以上の方の介護保険料の基準月額を3894円から4400円に改定したものです。

単位：千万円
介護保険支払額



本年4月以降に65歳になられた方や年金から介護保険料を天引きされていない方には、7月に介護保険料納入通知書兼領収書を郵送することになっています。安心して介護を受けていただくことができるよう、介護保険料は納期内に納めましょう。なお、年金から介護保険料を天引きされている方の今回の改定に伴う介護保険料の差額は、10月支給分以降の年金で調整することになっていきます。

降の年金で調整することになっていきます。

○介護保険料の段階が現在の7段階から8段階になりました

収入・所得の状況に応じてきめ細かく対応できるように

所得段階	対象者	比率	年間保険料
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯員全員が市民税非課税の方	0.50	26,400円
第2段階	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.50	26,400円
第3段階	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	0.65	34,300円
	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	0.75	39,600円
第4段階	・世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.85	44,800円
	・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方	1.00	52,800円
第5段階	・本人が市民税課税で本人の前年中の合計所得金額が125万円未満の方	1.15	60,700円
第6段階	・本人が市民税課税で本人の前年中の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.25	66,000円
第7段階	・本人が市民税課税で本人の前年中の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	1.50	79,200円
第8段階	・本人が市民税課税で本人の前年中の合計所得金額が400万円以上の方	1.75	92,400円

う、保険料の所得段階の区分も見直し、7段階から8段階としました。

①第3段階を2種類に分けました。

②第6段階および第7段階を所得額に応じ、細分化しました。

詳しくは、市役所介護保険課 ☎ 443-1491へ。

国民年金のお知らせ

国民年金保険料の1年度分前納の納付期限は4月末

国民年金保険料が引き下げられます

国民年金の納付書は日本年金機構から4月上旬に送られてきます。

1年度分の前納は、4月から翌年3月までの保険料を4月末までに納めます。

(口座振替の場合は4月末に振り替えます)

納付は金融機関またはコンビニエンスストアとなっています。

※市役所では納められませんが、また、保険料を前納すると割引制度があります。納付書で1年度分を4月末までに前払いすると3190円割引があります。(口座振替では3770円割引があります)

ありますが、今から手続きすると1年度分前納は翌年度分からになります)

平成24年度の年金額が0.3%引き下げになります

老齢基礎年金は満額で78万6500円となります。

この額は20歳から60歳になるまでの40年間(加入可能年数)すべて保険料を納めた場合です。保険料を納めた期間が40年に満たない場合は、その期間に応じて減額されます。

また、障害基礎年金、遺族基礎年金につきましても同じく引き下げられます。

国民年金の保険料は毎年改正されますが、平成24年度は前年度より40円引き下げられます。

平成24年4月から平成25年3月までの国民年金保険料は、月額14980円となります。

詳しくは、幕張年金事務所 ☎ 212-8622へ。

国民年金保険料の学生納付特例制度を希望する方は毎年、申請が必要です

国民年金保険料の納付が困難な学生の方には、学生納付特例制度があります。

申請の方法

①昨年からの制度を受けており、引き続き学生で日本年金機構千葉事務センターから申請書のハガキが届いている方

↓ハガキを送付してください。

②今年から学生納付特例の申請をされる方および昨年に引き続き学生の方でもハガキが届いていない方

↓市役所国保年金課で申請をしてください。その際、年金手帳、印鑑、学生証(在学証明書でも可)をご持参ください。

詳しくは、市役所国保年金課 ☎ 443-1139へ。